

公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について（案）

【基本的な考え方の趣旨】

今後、ワーキングチームにおいて検討するに当たって、平成28年10月4日時点で暫定的に整理をしたものであり、ワーキングチームでの議論を踏まえ、検討会で見直しを行う。

1. カリキュラム検討に対する考え方について

- 公認心理師の資格を得たときの姿を踏まえた上で、カリキュラムを考えていくことが重要である（Outcome-based education；卒業時到達目標から、それを達成するようにカリキュラムを含む教育全体をデザイン、作成、文書化する教育法）。その考えの下で、公認心理師に求められる役割、知識及び技術について整理する。
- 公認心理師法第2条に挙げられた公認心理師の行為が、適切に実践できる能力を養成すること。

2. 公認心理師に求められる役割、知識及び技術について

＜活動する領域を問わず求められるもの＞

- 国民の心の健康の保持増進に寄与する公認心理師としての職責を自覚すること。
- 守秘義務等の義務及び倫理を遵守すること。
- 心理に関する支援が必要な者等との良好な人間関係を築くためのコミュニケーションを行うこと。また、対象者の心理に関する課題を理解し、本人や周囲に対し有益なフィードバックを行うこと。
- 必要な心理学、医学等の知識、技術を身につけ、さまざまな職種と協働しながら支援等を主体的に実践すること。
- 公認心理師の資格取得後も自ら研鑽を継続して積むことができること。

＜特定の領域において求められるもの（例）＞

- 医療分野においては、心理検査や集団療法等、心理職の立場からの技術提供が求められる。また、職種間でのコミュニケーションのためにも一定程度の医学知識が必要である。
- 教育分野においては、スクールカウンセラー等として、幼児児童生徒、保護者及び教職員に対する相談・援助等を行うことにより、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見、事後対応、発達障害を含む障害のある児童生徒等に係る対応等を行うことが求められる。また、幼児児童生徒、保護者及び教職員に対して、心の健康に関する教育及び情報提供を行う。
- 福祉分野のうち、児童福祉施設等においては、子どもの発達に関する知識や知能検査等の技術をもって、子どもの状態、家族像、今の問題点等を包括的に理解・評価することが求められる。

- 司法・矯正・警察領域においては、当事者が必ずしも援助を求めているという状況で信頼関係を築く必要がある。また、面接や心理検査、認知行動療法等を中心に行う。
- 産業・労働領域においては、労働者に対する相談援助や研修等を行う。また、メンタルヘルス対策の制度設計を行うことにより、機関内の勤務環境改善につなげる。
- 災害や事件・事故等緊急事態の発生後に心のケアに関する支援を行うこと。

3. カリキュラム等検討に当たっての留意点

公認心理師のカリキュラムの内容の検討に当たっては、以下のことに留意して検討することとしてはどうか。

- カリキュラム及び国家試験の内容については、公認心理師になろうとする者が主体的に学び経験を積めるような観点も踏まえること。
- カリキュラムは目標・方略（方法）・評価からなることを踏まえ、評価の方法についても検討すること。
- 大学教育においては、知識の習得だけでなく、問題解決を行う手法も加えるべきであること。
- 公認心理師として活動する領域を問わず、他の領域と連携すべき機会があることから、保健医療、教育、福祉、司法・矯正・警察、労働・産業等、心理師が活動すると想定される主な分野に係る関係法規や制度等が一定程度網羅される必要があること。特に、教育分野においては、学校等と密に連携した公認心理師の活動が想定されるため、単なる関係法規や制度等に加えて、学校教育に関する知識が一定程度必要であること。
- 実践から学ぶ心理学が重要であること。また、公認心理師が業として行う行為の内容を踏まえると、実習に力を注ぐべきであること。
- 守秘義務や職業倫理については十分な理解が必要であること。
- 実習・演習の内容については、将来チームワークでの業務を求められる機会が多い現状も踏まえ、質量ともに充実したものとなるようにすること。また、現在大学院内で行われている相談室でのケース担当実習等の内容も参考にすること。
- 保健医療の領域だけでなく、教育、福祉、司法・矯正・警察、労働・産業等の領域にあっても、必要な際に保健機関や医療機関への連携が必要なことを踏まえ、一定程度の医学知識を備えておく必要があること。また、医学を教えるに当たっては生物学等の基本的知識も必要であること。
- 保健分野と医療分野では実施するサービス内容や持つべき視点が一部異なっていること。